

会議名称	令和2年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和2年12月23日(水) 14時00分から16時10分まで	
場所	杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)	
出席者	委員	佐藤会長、阿部委員、井口委員、井上委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、松浦委員、松本委員、山本委員、浅見委員、加藤委員、細川委員
	実施機関	吉川課税課長、日暮国保年金課長、秋吉介護保険課長、笠地域子育て支援担当課長、三ツ木保健サービス課長、樋口保育施設支援担当課長、村野学務課長、大島教育人事企画課長、江川区民課長
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 令和2年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 令和2年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 令和2年度第4回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第80号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第81号	住民税システムに記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第82号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第83号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第84号	健診(検診)・保健指導に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第85号	健診(検診)・保健指導に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第86号	介護保険資格管理に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第87号	母子保健システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第88号	収入・支出に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第89号	小中学校校務システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定

会長	<p>本日は御多用の中、またお寒い中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和2年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。初めに、本日都合により欠席される委員について事務局からお知らせ願います。</p>
情報・行革担当部長	<p>本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は、石川委員、桐野委員、柴田委員、水町委員の計4名でございます。また、阿部委員は少し遅れていらっしゃるとの御連絡を頂戴しております。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてみたいと思いますので、よろしく願います。</p> <p>それでは、資料1の令和2年度第4回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>特段ございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から会議録につきまして訂正箇所、御意見などはございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、令和2年度第4回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・行革担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>情報・行革担当部長から諮問文を受け取りました。</p> <p>本日も委員の皆様と事務局、実施機関の方にお願ひがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当審議会におきまして効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力を是非お願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思ひます。初めに諮問第80号、諮問第81号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>諮問第80号 諮問第81号</p>	
情報政策課長	<p>諮問第80号について説明する。</p>
情報システム担当課長	<p>諮問第81号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。</p>
委員	<p>まず諮問第80号のほうです。特別徴収に関しては、情報の行き来がかなりオンライン化が進んでいると思ひています。eLTAXですよね。ただ、100人以上の所が義務化されていると聞いているのですが、まず当初、これだけ従業員がいますよ、税金を払っていますよと、給与を払っていますよとしますけれども、今どのぐらいオンライン化が進んでいるのでしょうか。</p>
課税課長	<p>eLTAXで提供されるデータは全体の約25%ぐらいでございます。</p>
委員	<p>思ったよりかなり少ないですね。つまり、当初、かなりの数がオンラインで進んでいるのであれば、今回、諮問されているのは、年度途中の変更をい</p>

	<p>ろいろ伝えることだと思ひ、それもオンラインでできるのかなと思つたのですけれども、実際には進んでいないということのようです。それはいいですが、そうすると、A I - O C Rについては、以前、この審議会でも御説明があつて、かなり高度な読み取りができるというように聞いています。特に今回は人の名前、苗字ですから、「わたなべ」の「なべ」という字だけでもどれくらいあるのか分かりませんが、その文字がきちんと一致しないと同定できない。つまり、この人の納税であるということがはっきりしないとその人に不利益になるという、そういう仕組みになっているのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>まず私から、文字の変換について御説明差し上げます。A I - O C Rで電子化したものをR P Aで読み込むというものです。識字率が今回は 97%強となっております。ただ、そのまま行くのではなく、電子化の際、読みづらかった帳票や読めなかつた帳票は、職員が一目で確認できるようになっていきますので、そこはしっかりと目視します。このR P Aを導入することによって他の人に課税されてしまうといったことはないと考えております。</p>
委員	<p>安心しました。そうすると、そもそも、マイナンバーを使って突合するというようなことはこの業務についてはできないわけですか。そのほうが大変効率的だと思うのですが。</p>
課税課長	<p>今回の場合、確かにマイナンバーを使ってひも付けるとするのは確実かと思うのですが、特にマイナンバーは使いません。こちらの外部結合記録票にあります「宛名番号」、「指定番号」というもので杉並区では個人を特定しておりますので、それでひも付けて対応させていただいております。</p>
委員	<p>私はマイナンバーを使えと言っているわけではなくて、それについては消極的なのですが、確かに杉並区内で使っている宛名番号という番号は使っていると、なるほど。そこではある程度の効率化が図られていると認識しているのでしょうか。</p>
課税課長	<p>はい、御指摘のとおりでございます。</p>
委員	<p>次は住民税のシステム、「本人 ひとり親」の項目ですけれども、ひとり親かどうかということではいろいろと税制上のメリットが得られるというのは、今回もそうなのですけれども、例えば児童扶養手当などのときには、その人が本当にひとり親かどうかということで、女性の場合、こういう言い方はちょっとあれですが、「男性の出入りはありませんか」みたいなことを聞いたりする自治体があるのです。杉並区はしていませんけれども。そういった情報と今回のこの住民税システムとをつなげるというか参照するというか、そういったおそれはないのかどうかを伺います。</p>
課税課長	<p>どういう場合にひとり親と判断するか。例えば未届けの夫、未届けの奥さんがいらっしゃる場合、「未届けの」ということで住民票に登録していただいております。こちらでは、それがあつかないかで区別をして扱ってございます。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>諮問第 80 号に関連して確認をします。今も他の委員からありましたが、A I - O C Rについては前回もあつたということでした。今回の課税情報なのですが、課税課に関わる以外に、他にもあつたというようなことで認</p>

	識してよろしいのでしょうか。
情報政策課長	まず、12月で本格稼働したものとしては、保健所で行っている飼い犬と飼い主の登録業務があります。そちらは以前、この審議会でお諮りさせていただいたものです。
委員	分かりました。このイメージ図を拝見いたしました。手書き帳票のPDFデータは消去する、それからLGWAN-ASPに送られたものもデータは保存しない、そういうことが書かれていますが、例えば、送ったAI-OCRの保存データが消去されたかどうかというのは、どのように確認されるのかを教えてください。
事務局	事業者が手動で消去する方法、要するに区側で消去する方法と、あとは自動的にサーバ側で消去されるという仕組みになっておりますので、保存がされないというようになっております。
委員	場合によっては区の側で消去ができるので、保存はされないということの担保はできるということの確認でよろしいのでしょうか。
情報政策課長	そのような形で確実に消去いたします。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第80号、ちょっと細かいところを改めて確認します。先ほど、AI-OCRで97%強の識字率ということで、読めなかったもの、また読みづらかったものについては、分かりやすく表示されているので職員の方が全部確認できるとおっしゃっていましたが、実際には、97%側に入っているAI側でちゃんと読めたと思っていたものが違っている可能性もやはりあるのですよね。そういった意味では、実際に全部のAI-OCRの結果というのも、職員が目目確認が必要かと私は思うのですが、どうでしょうか。
課税課長	やはり機械のほうに入力はお任せしますが、内容の確認は最終的に職員が行いたいと考えています。
情報政策課長	まず、このAI-OCRでは、これまでも実証実験を重ねてきてございます。また、単なるOCRでなくAI-OCRということで、しっかりと読んでおりますので、委員が御心配になるようなことはないかと実証実験で確実に確認しているところでございます。
委員	言っていることがお二人で違うお話をされているように聞こえたのですが、後者の回答については、人間がやることもそうですけれども、人間が作った機械でも100%ということはないのですよ。ですので、そこはきちんと、課税課長が言われていたとおり、職員が目目確認するということを徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
情報・行革担当部長	<p>原課の課長と話が違うということで申し訳ありません。基本的に97%の識字率と申し上げましたが、大体平均してということなのですから、実は実験していくうちに、AIですから勉強するのです。実は識字率はもっと上がっており、実際のところ97%を超えています。</p> <p>これは前回ですか、私がお話したかちょっと記憶が曖昧なのですが、帳票の作り方によって機械が読みやすい・読みにくいということがありますので、ベンダーとも調整をして、より読みやすい帳票に必要であれば変えていくということもあり得るのですが、これについてはそういう必要はなかったということでございます。</p>

	<p>読めたものについては、それをもう一度全件当たるとするのは、そもそもこの仕組みから外れているわけで、それはやりません。正常終了したものでという認識をしていただきたい。正常終了したものはもうそのままその先の作業に移っていくわけです。正常終了したものをもう一回職員が全部見るということはありません。正常終了しなかったもの、はじかれたもの、先ほど他の委員がおっしゃった、「わたなべ」の「なべ」の字が何十もあって、それがうまく判読できないとか、そういうことがあります。それについては当然はじかれますので、それについては職員が従来の方で人の力によって確認する、そういったことで申し上げたわけでございます。</p>
委員	<p>個人情報の保護という観点からも、間違っただけ入力になっていると、それが大変問題があるというように私は考えています。正直、AI-OCRの仕様がどういう仕様になっていて、どれぐらいの能力があるかというのは、資料がないので分からないので、口頭だけだと何とも信用できないというか。です。で、すごく不安が残るお答えだったと思います。今、そんなに信用してしまっているのですか。</p>
委員	<p>私は杉並区がやる方針でいいと思います。ここでもし人間のダブルチェックが必要だということであれば、AIそのものを入れなければいいのです。AIを入れるということは、基本的には、そこで人間の手を少なくするというメリットのために入れるわけですよ。だから、ある程度、そういうように正確なものがAIとして完備されているのであれば、正直言って人間がやっても、何重にやっても人間がやることだったら全てミスの可能性はあるわけです。ミス全体の確率がAIの方が下がることが確実であれば、基本的にはそれに頼って、少しずつというか、人間よりもミスが少なくなるというようになっていくと思います。だから、ここでもし人間のダブルチェックとかを要求してしまうと、AIを入れる意味がなくなってしまう。これはAI一般に言われていることですが、結局、職員が二重、三重の負担になる可能性がある。そこで最終的に、過度に人間のダブルチェックを要求するということは、私はできないと思っています。ですから、部長がおっしゃったようなことで私もいいと思います。</p>
委員	<p>入力されたもの、手書きの帳票の全てを人の目でダブルチェックするというのは、やはりそれは過度と言われるぐらいのダブルチェックだと思います。ただ、名前などの個人を特定する重要な情報については、私は一定の確認が必要だと思います。人間がした入力作業、パンチ作業というのは結構時間がかかるのを省いてAIにやってもらうというところでは効率的になっていて、一部の部分はしっかりとチェックをするということやはり必要だと私は思います。</p>
会長	<p>御意見ということですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>質問なのですが、今、人手でやっている場合に、事後的にミスだということが分かったパーセントは何か数字はお持ちでしょうか。要は、人だと100%だということであれば、今、幾つか御意見が出たように97%は低いというのがあるのですが、そもそも人がやっても95%であれば、むしろ人よりも上がるということになるので、その観点で、人がやっているときに事後に間</p>

	違っていたという件数がどのぐらいあるのかという数字がもしあれば、大雑把でいいので知りたいと思ったのですが、いかがですか。
課税課長	一応、こちらのほうでは人で再度チェックを繰り返し行っておりますので、間違っていたということは実際には生じてございません。
会長	なるほど。人の場合にはもともとが1回ではなく、2回の全件チェックをしていたということですか。
課税課長	はい。
会長	そうすると、仮にA Iを導入した場合には、1回目の点検の部分は工数が減って、2回目のところは従来があるということなのですが、その場合、ちょっと先ほどの御回答を確認しておきたいのですが、所管課としては、このA IチェックでOKになったものも確認するつもりでいるということなのでしょうか。
課税課長	原則といたしまして、部長が御説明しましたとおり、A Iを用いる以上は、学習能力がございますので100%に近いような対応になるのですが、当面、まだ駆け出しでございますので、自分は職員のほうに、全件確認をして、それでOKだったという形で進めさせていただきたいと考えております。
会長	はい、分かりました。では、ほかの御質問をお願いします。
委員	A I－OCRなのですが、日本の中で一番最先端なのは、私が知っている限りで、国土交通省の陸運支局が量的にはかなり多いのかなと思っておりますが、今、あそこは現状、A I－OCRになっているのか御存じですか。
情報政策課長	詳細は手持ちがないのですが、やっているという認識でございます。
委員	陸運支局のほうでかなり人員が減ったという話を聞きました。それはやはりA Iが入ったからということを知っていたのですが、私が見る限り、あそこではダブルチェックしているのです。要するに、あそこは車検証を全て取り扱っていて、最初に業者さんが支局の窓口に出して、それをOCRで全部読み込んでやっているのでしょうかけれども、それはかなりダブルチェックしているのです。車検証は権利の問題が発生するので、確かに重要なものだと思いますが、ただ、今回のこともかなり個人情報というのは権利のことも発生すると思うのですが、その辺は、国との整合性というか、データのやり取りとかをしたほうがいいのではないかと思います。その辺のデータはあるのですか。ないということでしょうか。
情報・行革担当部長	国土交通省の陸運局の事務については詳細を存じ上げないので確かなことは申し上げられませんが、A I－OCRで読み込んで、それを自動化をして、次の工程に回すということだと思います。チェック、機械がやった後の人間の作業というのが、陸運局が何をしているかというのははっきり分かりません。多分、A I－OCRが吐き出したものをもう一度照合するというよりも、次の作業に移るときに人が介在するわけです。そこで、多分、委員がおっしゃったようなことが人として介在してくるのではないかと。そうすると、全てがオートメーション化して、スタートから出口まで全く人が関わらないかということ、人の目があるわけで、A I－OCRで戻ってきたデータが出力される場面もあるのです。課税課もそうです。そうすると、何らかのタイミングで、陸運支局については、委員がおっしゃったような場面があるだろうと。それとちょっとイコールでは語れないところもあるのです。

	<p>課税課長が申し上げているのは、実証実験はもう何度もやっていますので、それからこのAI-OCRは実は先ほど申し上げた保健所のことでもうスタートしていますし、他の施設でも実績があります。そういった技術の積み重ねの、杉並区はちょっと後発でした。後発ということは、他の所で行った技術の積み重ねの上にありますので、更に安全なものが導入されるという認識ではいます。課税課長が申し上げたのは、スタートのときなので、やはり現場の職員、課税課の職員は長年一生懸命やってきましたので多少不安なところはあるだろうというのは、人ですからどうしてもそういうことを思うことがあると思います。そうした場面については、出てきているものが正しいかどうかというのは職員がちゃんと見守るといいますか、そういう場면을想定しての発言をしたと認識していただければと思います。</p>
委員	あとは要望で出させていただきます。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	<p>諮問第80号について伺います。今回の帳票なのですが、ホームページ上ではExcelとPDFとでそれぞれ展開されていますが、提出された状態のとき、手書きで戻ってくるものと印字で打ち込んだものが戻ってくる割合というのは出ておりますでしょうか。</p>
課税課長	<p>印字で戻ってくるものが56%、これはeLTAXを含みます。手書きは残りの44%でございます。</p>
委員	<p>分かりました。印字が半分以上ということなので、そういった意味で言うと、AI-OCRであれば相当の精度なのだろうなというところは確認できる場所はあるかなと思っています。</p> <p>前段でもいろいろと議論がありましたけれども、やはり完全性みたいなものを追求していくという中では、紙に打ち出して、それをAI-OCRで読んで、読んだ結果をRPAで入力するという、ソリューション自体はきれいにできているし否定するものでは全くありません。</p> <p>ただ、これも発展途上の一つの形かなと思っています。ゆくゆくは入力したものが紙を介さずにそのままデータの中に整然と並んでいくという形が理想的かなと思っています。そのときにまた、人がいかに打ち間違えるかということに直面すると思うのですが、そういった完成形に向けたシステムの移行みたいなものというのは、この課税システムに限らず、検討しているものがあるかどうかをお伺いできればと思っています。</p>
情報政策課長	<p>確かに、委員がおっしゃるように、最初から電子入力されていればというところかと思うのですが、今、デジタル化が急激に加速化したところがございます。区でも、今、コンサルタントも入れながら、どのような形で行政サービスを電子化するかについて検討を始めたところがございます。</p> <p>最終形は、今後、きちんとした形でお示しさせていただきたいと思いますが、一般的に見ましても、そういったところをトータルで、入口から出口までといったところをしっかりとデジタル化して、区民の利便性を向上していくことが理想的になるのではないかと考えてございます。</p>
会長	ほかに御質問はございますか。特にないようでしたら、御意見を伺いたいと思います。
委員	先ほどの陸運支局、国土交通省の、あそこが一番数をこなしていて、デー

	<p>夕の蓄積、ノウハウの蓄積があると思います。もし、そこの何かしらの情報をもらえて、意見交換ができれば、一番いいものができるかなと思っているので、是非、それはやっていただきたいと思っています。</p>
委員	<p>質問のときに言ったことと重なってしまいますが、効率化するのはすごくいいことだと思いますが、個人情報が入り込まないという観点でのチェックは必要だと思います。それは今までやってきたことだと思いますし、そのチェックが省かれないような体制でやっていただきたいという要望です。</p>
委員	<p>導入には当然賛成なのですが、やはり効率化ということはよくよく考えていただきたいと思っていますし、どこまで人間がチェックしたとしても、私は100%はないと思っています。どれだけやったとしても確率的にはそういうものだと思いますので、ほどほどの確認ということが現実的なことだと思います。それでないと労働強化にもなりますから、費用とか、その辺りも考えていただければと思います。</p> <p>併せて、これは区長が諮問している内容ですから、調整は事前にしっかりやっていただいて、ここで違うようなお答えをしないように、今後、気を付けていただければと思います。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p> <p>今、御質問・御意見を伺っていて、今回のAI-OCRに関しましては、入力作業と確認作業は2つ異なるものだと認識します。少なくとも識字率の問題、入力作業の効率化に極めて有効だと。その後の確認作業に関しましては、従来と同程度のことをやっていただくのがいいのではないかと思います。ですから、前段の部分の入力がAI-OCRになったからといって、後段の確認作業がないがしろになることがないように形で、従来の手作業でやってきたときの確認作業と同程度のことは、これからも必要なだろうと思います。そのような形に、入力作業と確認作業を分けて整理していただければと思います。</p> <p>御質問・御意見が終わりましたので、諮問第80号、諮問第81号は決定いたします。</p> <p>続きまして、諮問第82号から諮問第85号、諮問第86号について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第82号～第85号 諮問第86号</p>	
情報システム担当課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問第82号から第85号です。10ページに5つの項目が書いてありますが、これは一意といいますか、ユニークというか、つまりほかと重複のない数字であるのかどうか。項目の1番は違うと思うのです。1番は、家族であれば、同じ番号が振られることはあり得るかと思うのですが、残りの2から5はどうでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>いずれも違う番号でございます。</p>
委員	<p>今回、それだけの数字を4つも使っているのが、まず不思議です。なぜそこまで屋上屋を重ねるといえるのか、厳重にやるのかが分からないのです。まず</p>

	その前に、「ひもづけ番号」というのは私は初めて聞きました。これは何なのでしょうか。
国保年金課長	こちらの内容は、医療保険向けの中間サーバ等において、個人を一義に識別するための番号というものです。
委員	少し難しいですが、次に進みます。シリアル番号というのは、マイナンバーそのものではないけれども、やはり一意の番号だということでしたよね。つまり、1人に1つしか振られない、重複はないということなのですが、そういう認識でよろしいかどうか。
国保年金課長	御指摘のとおりです。マイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書の識別番号というものです。
委員	<p>ここでは深掘りしませんが、このシリアル番号をこうやって使うことについて、果たしてどこまで法的根拠があるのかということです。発行番号ですから、実際にあるのだけれども、それはたまたま一意だということで、いろいろなことに利用されているわけです。そのシリアル番号も使っていますが、個人番号、つまりマイナンバーも使っている。なぜこんなに厳重にというのが分からないのです。</p> <p>ところで、医療IDというのが4年前ぐらいに医師会が報告書を出していますが、つまり、マイナンバーシステムそのものではない、マイナンバーではないのだけれども、マイナンバーのシステムを使って医療システムの中で1人に1つずつ番号を振ると。ここには医療IDは出てきませんが、あれはなくなってしまったのですかね。</p>
国保年金課長	委員御指摘のとおり、かつて、医師会等が、委員御指摘のような医療IDというアイデアをお出しになったことは承知しております。ただ、現行、今回のオンライン資格確認の中で、そういった方法ではなくて、マイナンバーカードの中に格納された利用者証明用電子証明書というものを使って本人確認等を進めていくというように、今回、法制度を含めて、国として定めてきたというものです。
委員	マイナンバーカードの中に格納されている公的個人認証を使えば、特定の個人を識別できるし特定できる。その方の健康情報です。今回は全ての診療情報ではなくて、身体測定とか、血液検査とかがありますが、これは一方的に収集されることになるのかどうか、そこから伺います。
国保年金課長	今現在では、こういった特定健診情報については、国保連合会の段階、都道府県の段階では、東京都も保険者として入っておりますので、そこでは集積されているところです。今後、それを全国版のネットワークの中で活かしていくということから、今回諮問させていただいているところです。
委員	今回、杉並区から、国保連合会へ進んでいく流れの中に、J-LISが間にかんでいるのです。符号を出すのに、J-LISが機関符号に関わっているわけなのですが、まずJ-LISというのは国の機関ではないですよね。簡単に言うとどういう存在なのか。
情報政策課長	J-LISですが、単なる私的な団体ではありませんで、地方共同法人といった法に基づく団体で、地方公共団体等の公益性のある事業を行うため、地方公共団体が出資してつくっている地方共同法人の1つという形です。
委員	地方公共団体がそれぞれその業務をやればいいのだけれども、それはとて

	<p>も大変なので、J-LISを国が第三者機関としてつくって、そこに委託できますと言って、結局、全ての自治体がそこに委託せざるを得ない状況になっている、それがJ-LISです。J-LISに対して情報公開の開示請求をすることはできるのかどうか、所管はいますか。</p>
情報政策課長	<p>今、手元に資料がございませんので、お答えできません。</p>
委員	<p>できないのですよ。そういう存在のところが、これだけの健康情報、それから血液のデータというのは、私は知りませんが、相当な情報が入っているのではないですかね。そういった情報の集まったところにJ-LISが入っていて、何ができるかという、法律ではないところから、いろいろな省令を勝手に変えることで、いろいろなことを可能にしているのです。しかも情報公開請求の対象にもなっていない機関なのです。非常に不安になります。</p> <p>この仕組み、先ほど私が、途中でJ-LISが入っています、ということは、少し教えていただいたので分かったのですが、これはものすごいスピードで進んでいるみたいですが、省令がこう変わりましたとか、法律はこれからこのように変わりますとか、対象とする事務をこういうふうに増やしますとか、そういったことはどうなのでしょう。所管の課長に逐一丁寧に、これとこれがそうですという情報は来る仕組みにまづなっているのかどうか、お尋ねします。</p>
国保年金課長	<p>基本的には、国が法令等を改正すれば、その内容については周知いただいているというところでは。</p>
委員	<p>では、これとこれですということがパッと分かる。例えば、私が、「課長、ここが分からないのです」と電話すると、「ちょっとお待ちください」と、ぺらぺらと調べて、「これです」とすぐパッと分かる、そのような改正の手際よい仕組みになっているのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>基本的には、そのような、委員御指摘のようになるべきだと思っておりますが、今回のオンライン資格確認については非常に複雑になっておりますので、少し時間を頂いて、きちんとした回答ができるようになるという程度の複雑さを持っているというところでは。</p>
委員	<p>マイナンバーの仕組みは、要するに基本法の中に全部書いてあるわけではなくて、それぞれの部署ごとに細かい変更がなされて、しかも省令だけではなくて、途中で何か命令が入っていたりとかして、それから、今、進行中のことがあったりして、非常に分かりにくいです。この仕組み自体も大変よくない、全然透明性がないと思います。</p> <p>最後に1つだけ聞きます。8ページですが、今回、これからこういう方向で進めると。1行目に、「全ての医療機関及び保健薬局は」とあるのです。システムを用いて、特定健診情報を確認できることとなったということは、これからは町の保健薬局が、私のウエストサイズや血液のいろいろな病気とかなどを、調べようと思えば調べることができる、そういう仕組みのほうに進んでいるということなのでしょう。</p>
国保年金課長	<p>現在、本人同意を得た上で、そういった情報を閲覧することが可能になると聞いております。</p>
委員	<p>今現在は本人同意だと言っていますが、今後はどうなるか分からないと。今もいろいろなことが進んでいますからね。</p>

会長	ほかに御質問はございますか。
委員	今のやり取りに関連して、冒頭で、法律の改正によってこういうことができるようになりましたという御説明があったのですが、根拠法令となるところで、例えば健診（検診）・保健指導に関する業務とか、この根拠法令ではこれ以上のことを言っていないのではないのかと私は思えてならないのです。例えば、健診や保健指導に関わる業務の中で、国民健康保険法第82条第1項となっているのですが、これは、健康増進のために特定健診ができるように事業を行うように努めるものとする、までしか規定をされていないのです。それ以上の、情報を提供できる、あるいは公的認証サービスの利用までできるというところが、どこの範囲で書かれているのかが、今、やり取りでもこの法律がどんどん別のところにばらまかれていて、読み取るとは困難だというやり取りもあったのですが、これはどこを読み込んでどのように判断をされたのか、確認をします。
国保年金課長	今、委員が御指摘の特定健診等の提供の話ですが、これは御指摘のとおり、国保法第82条第1項で、委員がおっしゃったように、確かに「健康の保持増進のために必要な事業を行うように努める」というところもありますが、その前の段階で「被保険者の自助努力についての支援」という御指摘があります。これを受けて、例えば、杉並区の国民健康保険の特定健診を受けた方が他県に転勤した場合に、今後、引き続いた保健指導に資するためには、その方の杉並区での情報が必要になってくるというケースもあります。そういう面で、本人の自助努力を支援するというので、この条文、第82条第1項に基づいて、今回の資格確認の一助とするものです。
委員	ということは、先ほどのやり取りの中で、これも本人同意があればということが前提だと認識をしてよろしいのですか。
国保年金課長	現時点でもおっしゃるとおりです。
委員	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務についてですが、ここでは2つの業務が追加をされて、再委託の禁止を解除となっているのですが、これについては、なぜオンラインシステムを使う必要があるのか、また、再委託禁止の解除というのは現状どうなっていて、なぜ解除の必要があるのか、その点について説明をしてください。
国保年金課長	ここに挙げさせていただいている2事務、これについては、先ほど申しました、現時点では、都道府県の単位までは、こういった国保情報の資格については共有化されております。それを全国ネットに上げていく必要があります。そのために必要な資格の確認事務とか、その履歴の連携事務が必要になり、全国レベルのネットワーク化につなげていかななくてはいけない。そういう意味で、この2事業については、国保連合会から、もう1つの全国団体である国保中央会に再委託するというものです。
委員	分かりました。図表に書かれているようなものだという認識でよろしいわけですね。また、これは支払基金との関係ですが、これも外部委託、再委託の禁止の解除となっているのですが、それも同じとして認識してよろしいということなんでしょうか。
国保年金課長	支払基金については、そもそものスタートが、マイナポータルを通した利用者証明用電子証明書の番号を使いますので、そういう面で、J-LISの

	<p>情報提供ネットワークシステムを経由する必要があるというところです。その上で、こちらについても、支払基金に、そういった公的個人認証サービスの利用の証明書を用いて行う事務を新たに加えたほか、今回、情報の連携を図るに当たっては、機関別符号という符号を使って特定していきますので、その部分についても併せて委託をしていくものです。</p>
委員	<p>その再委託の禁止を解除というのは。</p>
国保年金課長	<p>これまでそういった事務は、当然、全国レベルのものは杉並区においても行ってこなかったわけなので、当然、再委託はしてなかったわけですが、今回、全国レベルに切り上げるに当たり、再委託の禁止の解除をするものです。</p>
委員	<p>オンラインシステムの資格確認システムについては、私は、今回の国が進めているマイナンバーカードの保険証利用で、このカードを拡大していくという方針について反対なのです。ただ、マイナンバーカードを持っていなくても、このシステムを使うことは可能だと認識をしてきましたが、それによろしいのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>委員御指摘のとおり、被保険者の方が医療機関にかかるときに、マイナンバーカードを使って資格確認をするというのは、まず1つありますが、その大きなシステムを使って、先ほども申しましたように、健診情報の連携とか、そういったものをこのシステムを使って行いますので、そういうものがこの中に含まれているものです。</p>
委員	<p>最後に、今後、このマイナンバーカードの保険証利用ということでは、医療機関での端末機が設置されているかどうか、今後の利用において本当にサービスが拡充されるのかどうかの基本になると思うのですが、区内の設置状況、医療機関ではどうなっているか分かりますでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>申し訳ありません。区内の設置、今の取組状況については、承知しておりません。ただ、国が今年の11月8日現在の全国の設置状況については公表しておりますので、その数字を申しますと、全国22万8,287施設のうち3万8,632施設、パーセンテージで言うと、16.9%が設置されているというところです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>諮問第82号～第85号についてですが、本人同意の下、医療機関や保健薬局はオンラインで確認できるというお話だったのですけれども、本人同意というのは、簡単に口頭とか何か書面でOKのような感じなのですか。それとも、例えば何か本人しか分からないIDとかを打ち込んでもらってということなのですか。</p>
国保年金課長	<p>今、国から説明いただいているのは、例えば医療機関でそのカードを持った方がいて、健診情報等を知りたいという場合に、カードをかざしますと、その画面に本人同意の画面が出てきて、いいですか、駄目ですか、という選択をしていただく形になっていると聞いております。ただ、これは今回の諮問事項というよりは、その法改正の中でそういうところも射程に置いてあるものであって、今回の諮問事項の中には含まれておりません。</p>
委員	<p>そのシステムがどうかというよりも、今回の諮問を受けると、結局、オンラインで各医療機関や薬局で見られるようになっていくということなのですか。</p>

国保年金課長	<p>今回、諮問させていただいている各事務は、そのオンライン資格確認というものを全国レベルのネットワークにつなげるための事務を新たに追加させていただいて、それに関わる再委託を解除させていただくという諮問の内容でして、内容については、当初言っている資格確認です。本人が保険証の代わりに使う、若しくは特定健診情報を他の保険者に連携を図る、このレベルに入れる内容を指しているものです。ただ、国では、今、委員が御指摘のように、医療機関や薬局で本人のそういった情報を見ることができるようなところまでを一応計画の中に練っておりますので、今後、そういった事務が生じてくれば、再びこちらに諮問させていただいて審議いただきたいと思っております。</p>
委員	<p>今後、そういう事務が発生したときにまた諮問があるということは分かりました。今回の諮問が、もし通らなかった場合というのは、結局、この国がやろうとしていることも杉並区ではできないということになってくるという認識でいいのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>今回の事業については、法令の中では確かにできる規定の中に入っているところもあります。したがって、「できない」ということも可能ですが、そうしますと、1つの自治体、例えば杉並区だけそういった利便性が図れないということは当然出てまいりますので、そういった内容の、全国レベルで法を踏まえて整備すべき内容と考えているところです。</p>
委員	<p>何となくイメージがつかめてきました。具体的にですけれども、今回、先ほどから出ている再委託の禁止を解除する、これは再委託する目的として、民間事業者に再委託するという記述と、あとは中央会に再委託するという記述がこの中にあるのですが、具体的にその違いを、もう一回説明していただけますか。</p>
国保年金課長	<p>まず、国保中央会について、先に御説明させていただきます。これは先ほど少しお話をいただいたように、全国レベルに波及できるというか、ネットワークできるシステムは国保中央会が担っておりますので、再委託をしないと全国レベルでそうした資格確認ができなくなるというものです。</p> <p>もう1つは民間事業者のところですが、これは、そもそも支払基金が担うべき業務のところについて、その業務を民間業者に委託する、再委託するというものでして、基本的に支払基金が担っている業務というもので、その面が違うということです。</p>
委員	<p>こちらに書かれているのは、「システム運用等業務を民間事業者に再委託する。」、システムの運用支援に関する業務を民間事業者に委託するというような、システムに関わる業務なのかなと思ったのですが、そうではなくて、実際の業務も民間事業者に再委託するということになるのですか。</p>
国保年金課長	<p>10 ページに書かせていただいている米印の所だと思いますが、ここについては、こういった事務に関わるアプリケーションの保守業務及びシステム運用等業務を民間事業者に再委託するということです。</p>
委員	<p>そうすると、実際の、いわゆる国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務、あと、健診（検診）・保健指導に関する業務といった、具体的な業務自体が民間事業者の中で何かやられるというよりは、ハードやソフトのシステムに関わる部分しか民間事業者には委託されないという認識による</p>

	しいのでしょうか。
国保年金課長	例えば符号取得等業務、この業務を民間に委託するわけではなくて、この業務を行うアプリケーションの保守業務若しくはその運用業務を民間に委託するということなので、本体である、例えば国のされている符号取得業務を委託するものではないというものです。
委員	そうすると、民間事業者側は被保険者の方の具体的な個人情報とかを見る機会が、基本的にはないということでもよろしいですね。
国保年金課長	そのように考えております。
委員	今回、外部委託記録票上の書き方の問題なのかもしれませんが、杉並区から再委託の禁止という項目があって、今まではその再委託は禁止しておりましたと、それを今回は解除しますと。では、委託先から更に再々委託されるみたいなものというのは今回は禁止されるのか、どうなのか。というのは、やはり民間事業者でシステム部門であると、私もシステム分野にいたもので、正直、働いていたときは曾孫請みたいな状況で、何社も中間企業が入って、中間マージンだけを取るみたいな状況もあったのですが、それは業態的にもよくないですし、個人情報を取り扱うという意味でも余りよろしくない、個人情報を取り扱うシステムを運用するという意味でも余りよろしくないのですが、そういう再々委託の禁止というのは、今回はどのような状況なのでしょう。
国保年金課長	医療保険者向けの中間サーバの資格履歴確認事務というものがあまして、それについては再々委託を可能とするように考えております。そこについては、先だって、特定個人情報保護評価の中で委託事項9として上げさせていただき、評価いただいたということでして、それに基づいて、私どもも、今回、こちらの業務については再々委託ということも可能というように考えております。
委員	細かくなってすみません。再々委託がOKということは、その先の再々々委託、再々々々委託という、孫請、曾孫請、玄孫請というのでしょうか、そういった階層的な事業の委託にもなってくるのですか、それとも、再々委託までというような感じなのでしょう。
国保年金課長	委員の御指摘のとおり、理論上は延々に続くかもしれない委託ということになると思うのですが、ただ、番号利用法の中では、再々委託に当たっては、委託元の承認が必要という規定がありますので、したがって、今おっしゃったようなことにはならないと理解しております。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	今の点は委託元ですか、本当に。委託先ではなくて、委託元ですか。
国保年金課長	私ども杉並区が委託元です。
委員	ということは、確実に、今の段階だと、今のお話ですと、委託先も再委託先も確実に問題がないと分かっているから解除してほしいという意味ですかね、趣旨としては。その辺がはっきりしないと。前も多分、何回かこの審議会で問題になっていると思うのですね。大概漏えいが出るのは、今、他の委員がおっしゃったように、再々々委託先とか、大体そういうケースばかりなのです。だからその部分については、解除するのであれば、明確な理由がないと解除できないと考えるのがやはり正しいと思うのです。だから

	今のお話ですと、ちょっとはつきり分からないのと、書面からは一向にその辺が分からないので、そこはきちんとしていただかないと審議会としてOKとは言えないと思うのですけれども、どうなのでしょう。
国保年金課長	委員が御指摘の危惧は当然かと思っております。ただ、私どもとしては、再々委託するに当たっては、先ほど他の委員にお話させていただいたように、当然、私どもの区の承認が必要ということですので、再々委託先が妥当であるかについては、きちんと確認した上で再々委託をするものと理解しております。
委員	再々委託先が再々委託するときは、それは区は見られるのですか。
委員	要するに、審議会が担保するのではなくて、区が担保するのをそのままのんでくれというお話になるということにも理解できてしまうのですが、それでよろしいということなのですか。再委託まではお話は何となく分かったのですが、要するに、今後、全然あり得ると思うのですよ、再々委託、再々々委託というのが、その辺は本当に大丈夫なのかなというところは。
国保年金課長	現在、私どもがこの制度を今回の諮問のほうに上げさせていただいたスキームの中では、先ほど申し上げた再々委託までの範囲ということで、国からもお話を頂いておりますし、そういうことで今回諮問させていただいたと考えておりますので、仮にそのスキームが壊れるようであれば、再びこちらにお話をさせていただくというのが妥当だということに思っています。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	私は法律の根拠のところの御説明がよく分からなかったのですね。同意があるからみたいな言い方をおっしゃっているのですけれども、それは全く根拠がなく、法律の根拠がある場合は同意なんか要らないわけです。ですから、今回、まず、杉並区が持っている情報を、外に出すわけではないですか。それについて法的根拠とおっしゃっているわけですよね。その部分に関しては、杉並区の区民の同意は要らないという前提で法律の根拠を語るのが普通だと思うのですね。実際にそのデータを薬局とかが引き出すときに同意が必要だという話とは全然意味が違うので、それは多分、そういう立て付けにしないと法律としては問題があるのだらうと思います。多分、国が主導してやっているんで、それに従っているだけというところもあるのだと思いますけれども、法的根拠としてはちょっとどうなのだらうと思いますけれども、他の区などは、例えば条例でこれを出せるようにするとか、そのようになれば別にいいと思うのですが。そうしないで、本当にこの法律上の、国民健康保険法第 82 条で本当にやっているのかなというのは、どうなのでしょう。
国保年金課長	先ほどは特定健診等の情報の提供というところにお話させていただきましたが、それ以外の各事務については、同意の必要なく、例えば符号取得等事務については、国民健康保険法第 36 条第 3 項に規定されているというのを根拠にそういった事務を行うとなっています。ただ、先ほどの特定健診のところについては、確かに第 82 条第 1 項で書かれているのですが、そこは努めなければならないという努力義務規定になっています。したがって、私どもがそういった取組をするに当たっては、本人同意を合わせて取るということが国の立て付けというか、国のスキームとして、私どもは理解している内容というところでは。

委員	同意を取らないとやらないということ。
国保年金課長	そうです。
委員	私は今、条文を見ていないので分からないのですが、第 36 条第 3 項は、要するに、外部にデータを出していいというようになっているのですか。事務ができるという話と、データを外に出していいというのは別の話なので、事務事項だから全部外に出していいという根拠条文には全くなりませんと思いますけれども、そこはどうなのでしょう。
国保年金課長	第 36 条第 3 項というのは、今回、被保険者の方が療養の給付を受ける場合については、保険医療機関で電子資格確認というのを受けることによって、その確認を受けて療養の給付を受けることができるという、システム全体の中身を、流れというか、それを規定しているものです。これまで紙の保険証でしかなかったものを、こういうものでも療養の給付を受けられますという仕組みを作りましたということ載せている条文でして、これを受けて、実は第 113 条の 4 というのがありまして、そこに、関係機関の連携の必要をうたわれている箇所があります。今回のこういった電子資格確認の仕組みについて、「相互に連携を図りながら協力するものとする」という規定があります。この 2 つの規定を受けて、私どもは今回のこういった事務について進めていくというものでございます。
委員	やはり聞いてみると、根拠条文はない気がするんですね。もちろん、これを利用したい人にとっては、すごくいいシステムのような気がするのですが、先ほど他の委員もおっしゃっていたように、私も、ちょっと気持ち悪いなど。要するに、こういうことを別に求めていない人にとっては、大きなお世話という感じがするんですね。根拠条文としては、やはりちょっと薄いという気は私はするのですが、今言ったような、協力し合いますということで、何かデータが持ち出されるとなるのは、ちょっと危惧があってもおかしくないという気がするのですが、その点はいかがですか。私はちょっと、「ええっ」、という感じが根拠条文としてはするのですが、他の区とかもその根拠条文で本当にやっているのかなというのが気になるころなのですけれども。全体的な仕組みとしては、求める人にはいいのだと思うのですよ、だけど、そうではない人には、今の根拠条文がすごい気になるなと思いますけれども。
国保年金課長	この内容については、私どもの法解釈ではなくて、国が、私どもに示した解釈を、今、申し上げているというところです。
委員	なるほど。ちょっと、正しくないと思うのですがけれどもね。余り説得力がないという気がするのですがけれども。
会長	では、今の委員のところから、議事録上は意見に切り替えることに遡らせていただいて、引き続き御意見があれば御発言をお願いします。
委員	先々、根拠法令的な問題について指摘があったのと、やはり私はその再委託の禁止の解除というところでの再々委託にとどめるというように国は示している、言っているというところが、何とも、どうも正直言って信頼できないというところでありまして、個人情報というのは、他の委員が言われたように委託先がどんどん細かくなって、再々委託、再々々委託と、実際に本来の業務をやっている所から離れれば離れるほど情報漏えいのリスクが高

	<p>まるというのが私の実感でもあるので、今回の案件については、再委託の禁止の部分での不安要素が大きいというところで、諮問第 82 号～第 85 号について、反対いたします。</p>
委員	<p>今回のこの諮問を認めると、健康情報という、大変機微な情報がオンラインに乗っていくことに、門を開くこととなります。確かに自分のいろいろな昔のカルテなどを次の病院につなげるということ自体は必要なのかもしれません。でも、そのときには、何重にも鍵が掛かるようなところに置いておいて、必要なときだけやればいいのであって、オンラインでつなぐ、どこからでも見えるようにするというのは本当に大きなお世話だし、怖くてしょうがないです。しかも、そういった仕組みを今度委託をするどころか、再々再々委託でも可能にするというのは、とんでもないことですので、反対です。</p>
委員	<p>正直、国の主導でやっていて、それ自体は杉並区が特に悪いとか全然思わないのですが、私も正直言って、今回、この法律自体ができたのが本当にびっくりしたのです。何か、ちょっと最近、あからさまに中央集権的に全部情報を集められる傾向が強いと感じるのですね。本当に個人個人の健康は、別に本人がどう使うか、どういう治療を選択するか、生きていくかということについて、行政とか医師がそんなに口を出さなければいけないことなのかなというのが個人的にはあります。私は他の委員の方がおっしゃったように、個人的には本当に賛成しかねると思っています。この制度自体が本当に反対です。ですから、それに乗っかって杉並区が本当にやっていいのかという気は少ししています。区としてはやらざるを得ないのかもしれませんが、個人的には非常に疑問です。やはり賛成できないと思っています。</p>
委員	<p>私は、賛成の立場で意見をさせていただきたいと思います。個人情報として自分のそうしたプライベートなデータがよそに出てしまうということに抵抗を感じる方がいるということも理解をしています。そうした上で、私個人としては、自分のそういった健康状態だとかデータがオープンなものとして、より多くの方のオープンデータとして利用されるという利点もあるのではないかという立場もあります。自分の中で、薬のことだとか、今後、薬局とか、そういったところで活用されることになっていくのであれば。その上で、先ほど再々委託までというお話がありまして、再々再々委託以上になる場合は、必ずここに諮問するという課長からのお話があったと思いますけれども、そこをしっかりと担保していただきたいということを述べた上で、意見とさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>今、賛成か、反対かになってしまいましたが、区民委員の方はちょっとどちらとも言えないけれども、不安だというのもそれは御意見としてありますので、そういうお気持ちがあるときは、是非、自由に御意見で述べていただければと思います。ですから、必ず賛成か反対かどちらかを選ばなければいけないということではなく、単に、こういう意見があるというのも、もちろんそれを制限するものではないですので、そういうことで御意見を頂ければと思います。</p>
委員	<p>質問に戻ってしまいますが、いいでしょうか。</p>
会長	<p>今回の諮問への質問ですね。</p>
委員	<p>はい。健診（検診）・保健指導に関する業務の情報提供についてです。こ</p>

	<p>これは個別の人のデータは本人の同意がなければ提供しませんというお話があったかと思えますけれども、それ以外に、個人情報抜きにしたビッグデータとしての利用というのは可能になっているのでしょうか。それとも、それも個人の同意がなければ駄目ということになっているのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>ビッグデータとなりますと、個人を特定する情報ではなくなりますので、あくまで個人が特定できない情報になりますので、それはこれとは別な形で、現在もビッグデータの活用はなされていると思います。</p>
委員	<p>それは国保連合会とか社会保険の支払基金とかで、性、年齢は個人情報なのだけれども、入っているはずなのですが、その健診データとかは分析されているということで理解しておいていいですか。</p>
国保年金課長	<p>具体的に確認をさせていただく必要があると思いますが、ただ、個人情報ではないそういった情報については、今おっしゃるように、国等できちんと分析等を進めていることは事実ですので、それは活用されているものと認識しているところです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>今、会長がおっしゃったように、不安なことをそのまま置いたままというのもやはり気になりますので、再度確認をさせていただきたいのです。先ほど他の委員が、再々委託に関しては区がやはりそれは許さない、あるいは審議会に諮問するということを担保にしてという話もあったのですが、そこら辺のやり取りが、なかなか回答が明確ではなかったと私も非常に思っています。その点について、そこはどうかということのを再回答していただけないでしょうか。</p>
会長	<p>確認事項を再確認しますと、再々々委託が発生した場合に審議会に諮問するのかという御質問でいいでしょうか。</p>
委員	<p>そういうことがあってはならないということで、私はこの再委託までと思っていたのですが、やり取りでは、おっしゃったように、ずっと延々とというお話もありましたので、そこは是非、明確にさせていただきたいのです。どこまでの範囲が許されるというように受け止めているのか。あるいは再々々委託までは、ちゃんと審議会に諮問して結論を得るのか、そこはどのようなことなのでしょう。やり取りの中でこういう疑問が出た以上、明確にされないのはまずいと思いますので、その点をお願いします。</p>
会長	<p>質問をもう一回整理しますと、再々々委託は可能なのか、それから、再々々委託をするとしたら、その場合には審議会に諮問が諮られるのかという2つの意見で大丈夫ですか。</p>
委員	<p>はい、お願いします。</p>
会長	<p>では、2つの質問にYes、Noでお答えいただければと思います。</p>
国保年金課長	<p>再々委託についてまでは、今回の国とのやり取りの中では、確かに委託者の承認を得て、承認をした上で、可能になると定めております。まず、私どもが先ほど申し上げたのは、区の関与は、そういった承認ということで、こちらで認めていただいた内容までの範囲でやらせていただくというように考えています。したがって、それよりも先に「再」がもう一個付くような状態があれば、それは少なくとも今のルールでは、私どものほうに、委託者に</p>

	承認の必要が出てくるか、若しくは承認以外の何かの方法が出てくると思いますので、そこについては、この諮問事項の範囲を超えていますので、改めてその内容について諮問させていただく必要があると考えているところです。
会長	Yes、Noで整理をすると、再々委託は可能である、再々委託をする場合には諮問するつもりである、ということでしょうか。
国保年金課長	再々委託になればおっしゃるとおり。
会長	だから先ほど委員が懸念された、今回、再々委託をここで通すと、再々委託に関してが、区の裁量になるかということ、そうではなくて、区としては審議会に諮問をまたするという御回答ですよね。
国保年金課長	はい。
会長	ほかに御意見はございますか。
委員	今の部分で、意見ではなく確認なのですけれども、再委託は禁止が解除になりまして、再々委託まではあり得るというか、再々委託までは区の承認と。それで再々委託、要するに、再々委託した会社が、更にその先に委託をするというときに、そのときにも区の承認が必要という契約になるのですか。区のほうで分からないと思うのですよ。ですから諮問するうんぬんの話ではなくなると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。
国保年金課長	まず、「再」が2つのところまで、今回についても区に許諾を、例えば委託先から求められるという方法を取っておりますので、今の委員の御指摘は、もう1つ「再」が付く場合には、それがなくなるのではないかと御指摘だと思いますが、私どもはその一歩手前でも頂いておりますので、仮にそれが一歩先まで、更に細かな再委託が加わるとすれば、当然私どもの許諾が必要になるというように理解しております。
委員	区として理解をしているのと、その契約の中できちんと契約条項があるのかで、それを区が理解している、契約先がそう理解していなかったら、お知らせもしてくれないわけです。 そこは本当に再々委託のときに、きちんと区に知らせてもらえると区は理解していましたと後から言われて、結局、訳が分からない、再々委託、再々再々委託みたくなってしまうたら、これは問題なので、その辺はきちんと把握できるような契約になっている、なる、させる、する、ということなのですよね。
国保年金課長	今の御指摘については、契約書に明記して、その場合には、契約を行う前にこちらにきちんと諮問した上でやっていくというように考えています。
会長	ほかに御意見はありますか。
委員	最後に感想のようになってしまいますけれども、これは、結局、国保というか、全体のいろいろな地方公共団体からデータを集めているので、再々委託とかになる場合は、全国の地方公共団体にも関係してくるということですよ。結局、もう国の仕組みでやりたいと言っているのは、結局、そういう意味になってしまうということですよ。杉並区の個人データだけを扱うわけではないので、そういうことになってしまうということですよ。
国保年金課長	当然、今回のこの仕組みは、国がこういった制度を新たに設けて、法律で定めてきたという経過がありますので、したがって、杉並区だけということ

	にはならないと理解しています。
会長	ほかに御意見はございますか。それでは、今まで出していたいただいた御意見を踏まえて、諮問第 82 号から諮問第 86 号は決定といたします。 次に、諮問第 87 号、第 88 号、第 89 号について事務局から説明をお願いします。
	諮問第 87 号 諮問第 88 号 諮問第 89 号
情報システム担当課長	諮問第 87 号について説明する。
情報政策課長	諮問第 88 号、諮問第 89 号について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	諮問第 88 号についてですが、これは、内容の所に書いてあることの確認になるのですが、現在、「口座振替伝送システム」を用いずに業者への支払をしている業務というのは、この 2 つをもってなくなるという理解でよろしいのでしょうか。
情報政策課長	いわゆる公金の支払については、この 2 業務のみ別な形でしたので、これで公金支払は統一されると考えております。
委員	分かりました。諮問第 89 号なのですが、これは今使っている「教員の出勤時間管理システム」を使わなくなるということなのか、これは連携元として情報はここから取るというのは、この先も続いていくのかというところで言うと、今使っているシステムは今後どうなっていくのか確認します。
教育人事企画課長	現在使っている出勤・退勤のみをチェックするシステムに代えて、今年から使い始めている校務システムというものを使っていくということになります。この 1 月から 3 月にかけて試行をしていく中で、しっかりと令和 3 年度から実施ということで考えております。
委員	ということで、今使っているものは、試行がうまくいけば、4 月以降は使わなくなるということでしょうか。
教育人事企画課長	そのとおりでございます。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	私も諮問第 89 号についてです。今、現行のシステムが今後使わなくなるというお話だったと思います。現行のシステムは IC カードでピッとやるタイプだったと思います。近年導入され、やっと教員の方々の勤務状態が一定程度デジタル化できたのかなと思っていたのですが、このピッとというもの自体もなくなるのですか、全部自分で手入力になるということですか。
教育人事企画課長	今度はピッとというカードを使うものではなく、パソコンの画面上でクリックをするという方式になっております。そのパソコンは、例えば管理職の前に 1 台置いておいて、出勤したらカチッとクリックすれば記録ができるというものです。ただし、自分のパソコンでも入力が可能になっております。
委員	分かりました。ちなみに、IC カードのピッとというのは結構な予算がかかったと思うのですが、どのくらい予算がかかって何年間使ったのですかね。
教育人事企画課係長	詳細な数字は手元に持っていないので申し訳ないのですが、東京都からの補助も含めて、確か百数十万円程度だったかと思っております。2 年ぐらい使って

	いるというような状況です。
委員	分かりました。1校で百数十万円ではなく、全体でということですよ。
教育人事企画課係長	全体で百数十万円ということです。
委員	分かりました。諮問第 88 号で 1 点だけ。少し細かいのですが、今回、例外的に 2 業務残っていたというものが、外部結合でやり取りされるようになる。なぜ例外的にこの 2 業務が外部結合ではなく磁気媒体でのやり取りとなっていたのか、その理由というのを教えていただければと思います。
保育施設支援担当課長	<p>保育のほうに関して申し上げますと、小口案件の支払が非常に多いものになっておりまして、一件一件支払をしていくと非常に業務が煩雑になります。そこで、一覧表の形で持ち込むと一括で処理ができる磁気媒体の仕組みのほうを用いていました。</p> <p>今回、口座振替伝送システムの中で、ネット上で一覧表の形でデータを出せば、同じように一括で支払ができるといったサービスを御案内いただきましたので、そちらのほうを活用しようと考えた次第です。</p>
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第 89 号で、ちょっとお尋ねします。22 ページの記録の項目の所で、77 で「勤務開始時間」、78 で「勤務終了時間」があって、その後の 79 で「出勤時刻」、80 で「退勤時刻」とあるのですが、例えば 77 と 79 とか 78 と 80 で何が違うのですか。出勤しても働いていない時間があるという、そういうふうに読む。そこがちょっと分からなかったのですが。
教育人事企画課係長	77 番は、いわゆるシフトの始まる時間と考えていただければと思います。例えば、正規の出勤時間が 8 時 15 分であれば 8 時 15 分、79 については、実際に出勤をして打刻をした時間ということになります。
委員	ルールと実際と、という理解でよいですか。
教育人事企画課係長	はい、そうです。
委員	分かりました。
会長	ほかに質問はありますか。
委員	自宅で持ち帰って仕事をするというようなケースもあるかと思うのですが、そういったところはどのようなのでしょうか。
教育人事企画課長	在宅勤務ということですか。それとも持ち帰りということでしょうか。
委員	家庭の事情で、お迎えがあったりで帰るとか、出勤せずに家で仕事をするなど、持ち帰り残業みたいなものもありますよね。
教育人事企画課長	持ち帰りというのは、基本認めないという方向できていますので、そこは入れないということになります。ただ、コロナ対応の部分で、休業期間中の在宅勤務は認められるところがあるので、それについては打刻というのを後日入れるということにはなります。
委員	コロナ期間についての在宅ワークについては、時間も含められるということでの理解でよろしいですか。
教育人事企画課長	校長のほうで在宅勤務ということで認められている部分についてはそれに該当します。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第 87 号について確認したいのですが、産後のケアについては、いつ頃実施する予定なのですか。

地域子育て支援担当課長	新たな産後ケアにつきましては、4月に申込を開始して実施の予定です。
委員	法改正が4月1日となっておりますので、そうなのかなと思ったのですが、今、コロナ禍で、区内の医療機関等に宿泊又は日帰りというのは、妥当な対応なのですか。今は病院に行くことすらはばかれる、出生率も大幅に減少するということを新聞紙上等で言われていますよね。そういう状況ならリモートを使うとか、現状を十分に認識すれば、別の文章がここに加わってもいいのではないかと。4月1日から始めるというのは、法に対して単純に机上の論をここに落としてきているというようにしか見えないのですが。
地域子育て支援担当課長	おっしゃっていただいたように、妊婦や産婦の方を取り巻く状況はいろいろ変わっております。今、産後ケア以外にも、御自宅に訪問しての御相談や、オンラインで相談ができるような応援券サービスも開始しており、相手のニーズに合わせた形で対応できる選択肢の一つとして、少しでも早く準備をしたいという考えの下で準備をしています。産後ケアにおいても、出産後に病院でいろいろな支援を受けながら子育てをしていきたいというお母様方のご要望に対応できるよう、医療機関等の皆様には感染防御対策の徹底をお願いした上で実施していきたいと考えております。
会長	ほかに御意見はありますか。では、諮問第87号から諮問第89号は決定いたします。 次に、諮問第90号と諮問第91号について事務局から説明をお願いします。
諮問第90号・諮問第91号	
区民課長	諮問第90号について説明する。
情報政策課長	諮問第91号について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問はあるでしょうか。
委員	諮問第90号、諮問第91号、両方でそれぞれアンケートを行っていますが、今集計中とのお話でしたが、以前、このようなアンケートの結果というのは、審議会にも提出されたと思いますが、今後、そのアンケート結果については報告されるのでしょうか。
情報政策課長	今集計中ですので、この後、部会等で審議を頂くかと思っておりますが、その後、最終的なときにお示しすることができると考えています。
会長	今の御質問への補足になりますが、この諮問第90号と諮問第91号については、報告内容の適正さを確認すべきと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において、この後、確認作業を行います。その内容を次回、第6回のこの審議会にて、部会からの報告を受け答申する予定です。 もし御質問がなければ、部会の運営については、私が運用監視部会の部会長なので、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	1年前も同じように、「やりました」ということを諮問として頂いて、アンケートの結果はどうなのかという話をして、次回のタイミングで運用部会からの報告という形でという一連の流れがあったと思いますが、「やりましたよ」という諮問がお作法的にどうしても必要なのかということについて改めて思いました。結果を諮問として、時期的には年明けというか、この次のタイミングでいいと思うので、今日の第5回におけるこの諮問というものが

	必要だったのか、次回に結果をもつての諮問という形でいいのではないかということに関しては、運用という部分の話だと思うので、会長に御検討いただきたいと思っています。意見として申し上げます。
会長	何か補足は事務局からありますか。実質的には、アンケート結果の諮問は次回ですよね。御質問は、今回の諮問は何なのかという質問だと思いますが。
情報政策課長	おっしゃる意図はよく分かります。ただ、こちらのほうとしては、まず審議会に諮問をさせていただき、部会で審議することを決めていただくという段取りがあるので、この諮問がないと部会での審議に進めないということがございますので、そのような形をとっていることを御理解いただければと思います。
委員	分かりました。
会長	通常ですと、ここで部会の日程をお伝えできているのですが、今回はまだ日程調整中でしたよね。ですので、この後、日程が決まりましたら、審議会の皆様にも日程について御案内しますので、御都合が付けば是非傍聴していただければと思います。事務局で日程調整の上、日程が決まりましたら審議会の方々にお伝えいただいた上で部会を開催してください。 それでは、ただいま御審議いただいた諮問事項について、ここで答申をしていきたいと思っています。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。
(答申案文の配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文を情報・行革担当部長にお渡しします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上ですが、もし委員から意見があればお願いします。
委員	よろしいでしょうか。内容は、国が進めようとしている審議会の在り方を形骸化するような法改正についてです。どの法律かというのと、個人情報保護3法です。これをどのように変えるかというのと、全国に2,000個あるといわれている個人情報保護条例を共通ルール化すると、国が方針を決める、そしてこれからは国のガイドラインに従ってやるのだと。条例には多様性があるって、上乘せ、横出しというものがあります。環境条例もそうですし、この個人情報保護条例は特にそうです。杉並区においては、国の法律ができる25年も前に個人情報保護条例を作ってくれという直接請求があったという歴史があります。ところが、これが進んでしまうと、国は共通ルール化しますから、これからは自治体が定めている保護措置については必要最低限しか認めない。以前は認めると言っていましたが、この1か月ほどで意見が変わってきました。そして、もしそれに従わなければ、国は是正要求を出して、紛争処理委員会にかけて、司法判断を仰いで法律でしぼるとのことまで言っています。 そうすると、どうなるかというのと、例えば今日出された諮問でいうと、正に国保のオンライン資格確認の再委託を認めるかということですが、これなどは法律からきた内容なので、そのようなことは自治体の審議会はやらなくていいのだと、やるとすれば今日出たので言うと、せいぜい保育所の食事費

	<p>をネットで電算処理し直すというその程度ぐらいになってしまいます。そのことについて、全国知事会が意見を求められていて、その中では、はっきりと支障があると言っている自治体が知事会の中で半数ほどあります。そして、はっきりと審議会の関与は必要であると明言しています。この後のスケジュールでいくと、年末ぐらいにパブリックコメントを国は取る予定になっています。そして、法案の審議がいつごろになるかはまだ分かりませんが、もし予算と並行して行うとなると、来年度、例えば3月ぐらいになるのかもしれませんが、それからでは遅いので、是非、杉並区の審議会としても、そのようなやり方はどうなのかといったような意見を上げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>御意見を頂いたのですが、1つは、一応諮問に答申するという立ち位置になっているので、ここで新規に何か起案をするというのは従来の手続にはないと思いますが、そこは事務局としてはどうですか。条例上、この審議会が諮問以外のことを提案できるような余地があるかを確認させてください。</p>
情報政策課長	<p>まず、この杉並区情報公開・個人情報保護審議会ですが、今、お話があったように、区長の諮問について、御審議いただいた上で区長に答申することを通例としているので、先ほどの御意見はそこに合致しないと思っています。</p>
会長	<p>今のことに関して、委員の中から何か御意見ありますでしょうか。</p>
委員	<p>必要に応じて意見を述べるような規定というのはありましたでしょうか。私、手元に何もないので。</p>
情報政策課長	<p>まず、意見を述べるといったところですが、条例に基づいた個人情報の制度について区に意見を述べることは規定されています。</p>
会長	<p>なるほど。</p>
委員	<p>手元にたまたま審議会条例があるのですが、正確には、区長に建議することができるという条項があるので。</p>
会長	<p>諮問以外のことも。</p>
委員	<p>そうですね。こちらのイニシアチブで。ですから、区長に建議することはこの審議会の権限なのかなと思います。一般的に国に対して文句を言うというのはないのかなと思っています。</p>
会長	<p>それを受けて、区長が区の外にそれを言うかどうかということですか。</p>
委員	<p>ではないかと思いますが。</p>
会長	<p>なるほど。私の時間管理で時間が若干過ぎていますが、5分ぐらいだけお時間を頂いて、少し意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。今、委員が言ったことを、審議会として建議することにするかというところかと思いますが。</p>
委員	<p>委員の発言で大変重要なことなのだろうなと感じています。知事会の中でも、多くの知事がそれには問題があると表明されているというのが事実であれば、杉並区の区長が問題点を認識して、知事会や市長会などの様々な所で意見を上げてもらえるように、私たちも審議会から何かお話をする、届けることはすごく重要なことなのかなと思います。</p>
委員	<p>私も、事前にそのような情報があるということは知っているのですが、ただ、今の委員の提案は、他の委員の方々は多分初めて聞かれる中身だと思い</p>

	<p>ます。今、国が考えていることがどのようなことなのか、審議会として意見を出すためにも、やはりその辺の検証や学習をしないと、なかなか単純には言えないのではないかと。多分、他の委員もそうだと思うので、是非、その学習的なことも含めて、この審議会のできるのかどうかということも、その辺がよく分からないのですが、私たち議員は条例のところでも意見は言えるし、反対もできますが、ただ、審議会としてどうかということになると、やはり他の委員のお考えとかそのようなこともいろいろと考えを作るための土台が必要だということも感じるの、そこは疑問も含めて、会長、答えていただけますか。</p>
委員	<p>半年ぐらい前に個人情報保護委員会で、いわゆる法改正のための専門家が10人来ていただいて意見を聞くという機会がありました。幸い、私もそれに呼ばれて、個人情報保護委員会とほかのOECD関係の仕事を私は一緒にやっていることもあって、少し意見を言わせていただいたときには、申し訳ないのですが、8割方の先生方はやはり条例を改正してというか、今現在ある条例はなるべくなくす方向で、法律で一本化して、審議会もなくすほうがいいという方向で、8割の専門家の先生方がおっしゃっています。</p> <p>それを100%なくすかどうかというのは別として、先ほど国保の話も出たと思いますが、あれは結局、法制度そのものがどうなっているかというお話なのです。法律でできたものを、各地方公共団体はそれを落としてやっているだけという、だけという言い方は語弊がありますが、落としてやらざるを得ない仕事がたくさんあるのです。その部分について、各地方公共団体でコストをかけて審議会をやっている。同じような内容のことを、2,000というのは、私は大げさだと思いますが、1,500ぐらいの地方公共団体では現実にやっています。そのコストを考えると、ものによっては大幅に、私の感覚だと6、7割は国がしっかりそこをやってくればいいのです。もちろん、きちんとした制度、きちんとしたものができればという前提ですが、そこをきちんとやってくればいいのだと。</p> <p>個人情報保護という分野は、例えば環境保護と違うのは、特に欧米などでは個人データ保護なのです。データ保護については、基本的には地域の特性ということは余り問題ではないのです。なので、国で一本化して、ある程度がっちりやったほうがいい。それに関するものについては、その審議会できちんと議論していただいてやったほうが効率的なのです。要するに行政コストの大幅な削減も必要なので、それが一番図れる分野であるということは間違いがないと私も思っていて、私も申し訳ないのですが賛成というか、そのような方向で法改正すべきという意見は私個人も出しています。それがいいのではないかと。ただ、100%それでいけるかというと、正直申し上げてそれは分かりません、本当に地域特性の個人データ保護の必要性のものがあるのかどうかです。あるとすれば、それはもちろん地方公共団体に落とさないといけないものというのはあるのかもしれませんが。</p> <p>もちろん、皆さんの危惧はすごく分かります。結局、中央のそこがきちんと、組織として、そこで審議会を当然設けるわけですから、そこはかなりきちんとやっていたかないと困るというのは、もちろん前提としてあるというのはよく分かります。</p>

情報・行革担当部長	会長、この審議会の条例の関連ですとか、技術的なことを申し上げたい。
会長	はい、お願いします。
情報・行革担当部長	<p>先ほど担当課長が申し上げましたが、所掌事項としては、当区の個人情報保護条例等々に関しては、区長の諮問をさせていただいて答申を頂くというのが1つ。それから、先ほど委員がおっしゃったように建議というのがありますが、それは情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳システム、つまり杉並区がこれをどう見るかですが、ここでの審議会条例の立て付けとしては、杉並区の制度について建議をすることができるというように理解をしているものなのです。</p> <p>例えば委員が言われた伝統ある杉並区の個人情報保護の取組というのは非常にお褒めを頂いたと思っているところです。ただ、直接お話していないので、委員が何をお考えになって今それを御発言なさったか、本当のところまでは私は分かりませんし、勝手なことは言えませんが、国がやろうとしていることに対して、この組織を使って意見を出すということになると、先ほど他の委員が言われたように、まずは勉強しなければいけないだろうし、多分時間がない、そのような暇がないと思います。そして、今年度は第6回の個人情報保護審議会をやらせていただく予定ですし、その案件だけで、また日程を取ることは難しいと思います。ですから、この委員の皆さんにそうした機会を設けさせていただき、それはいいとか悪いとかということではなく、実質的に難しいと思います。</p> <p>例えば他の場面がたくさんありまして、当然、議会もあるし、陳情や請願とかありますよね。それと、全国の知事の動向も情報としておっしゃっていたのですが、もしかしたら、例えば特別区長会とか、そういう所の動きも今後あるかもしれません。私ども事務局としては、内閣官房が出しているものにザッとですが一応目を通しています。そのような中で、ここでは国に、内閣官房が出しているものがいいとか悪いというのを、今のところは私どもが言える立場ではありません。それは、当然、法案としてもまだ成案になっていませんし、国からこうなさいというのが来ていませんので、今申し上げることができません。ですが、この審議会をどう運んでいくかということの技術的なところで言えば、ここを用いて、委員が発案なされたことは少し難しいものがあると思いますが、それは別の、はっきり申し上げれば議員としてのお立場もありますので、様々な場面があると思うのです。それと、私どもとしては、行政側はどうだということが、例えば御質問を頂いたら、先ほど申し上げた、特別区長会の動きがどうだとか、東京都の他の自治体の動きがどうだとかというのは、当然私どもも一番気になるところです。それについては、情報収集はするし、私どもなりに勉強するし、そして委員の皆様も含めて、情報提供はさせていただき用意はあることを、御意見として申し上げたいと思います。</p>
会長	なるほど。先ほどの委員のお話でも、ここが何か表明書を出すというのはもともとないので、出すとすると区長宛の建議書になるので、そうするとなんとなくですが、委員が直に区長に出すパスはあるので、ここを通すと1段階増えてしまうので、御意見、御懸念は私も分かりますので、むしろこの審議会からの表明書ではなく、直接区長にお出しいただくなり、議会で議事

	にさせていただくのがいいかなと思いますが、どうでしょうか。
委員	ありがとうございます。
会長	ただ、御提案としては逆にありがとうございます。他に何か今日の諮問以外でも御意見はありますか。大丈夫でしょうか。少し時間を過ぎてしまって申し訳ありません。 では、事務局から何かありましたらお願いします。
情報政策課長	2点お伝えいたします。まず、確定版の会議録の配布についてです。本日確定した令和2年度第4回の会議録は、今、事務局からお配りしていますのでお受け取りいただければと存じます。 2点目です。次回の審議会の日程です。次回の審議会は、令和3年2月26日金曜日15時からを予定しています。当日の事情により、1時間繰り下げて15時からとなっておりますので御留意いただきますようお願いいたします。場所は同じこちらの会場となっております。来年もよろしく申し上げます。
会長	それでは以上で、令和2年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本年は皆様方に御協力いただき、無事に審議会を終了することができましたことを心より御礼申し上げます。また、本年はコロナ禍ということで、いろいろと大変な1年となりましたが、来年はそれも終息し、皆様方にとっても明るい年となりますようお祈り申し上げます。今年1年、どうもありがとうございました。